

# 9 酒 税

統計表を見る方のために

## 1 利用上の注意

この章は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成14年4月30日までの申告又は処理による課税事績及び平成14年3月31日における調査時点の事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類に分類されている。

種類は、①清酒、②合成清酒、③しょうちゅう、④みりん、⑤ビール、⑥果実酒類、⑦ウイスキー類、⑧スピリッツ類、⑨リキュール類、⑩雑酒である。

各酒類の基準アルコール分等及び基準税額（1kℓ当たり従量税率）は次表のとおりである。

種 類	品 目	基準アルコール分等		基準税額	
清 酒			15度	140,500円	
合 成 清 酒			15度	79,300円	
		租税特別措置法第87条の3適用分	25度	248,100円	
しょうちゅう	しょうちゅう甲類		25度	248,100円	
	しょうちゅう乙類				
み り ん			13.5度	21,600円	
		租税特別措置法第87条の3適用分	25度	248,100円	
ビ ー ル				222,000円	
果 実 酒 類	果 実 酒			56,500円	
	甘 味 果 実 酒		12度	98,600円	
ウイスキー類	ウ イ ス キ ー		40度	409,000円	
	ブ ラ ン デ ー				
スピリッツ類	ス ピ リ ッ ツ		37度	367,188円	
	原料用アルコール				
リキュール類			12度	119,088円	
雑 酒	発 泡 酒	麦芽50%以上のもの		222,000円	
		麦芽25%以上50%未満		152,700円	
		麦芽25%未満		105,000円	
	粉 末 酒			320,500円	
	そ の 他 雑 酒	その性状がみりに類似するもの		13.5度	21,600円
		租税特別措置法第87条の3適用分		25度	248,100円
		その他のもの		12度	98,600円

## 2 統計表の収録一覧

統 計 表	分 類 方 法	調 査 項 目								調 査 方 法
		課 税 数 量	税 額	製 成 数 量	販 売 ( 消 費 ) 数 量	製 造 場 数	販 売 場 数	製 造 者 数	販 売 業 者 数	
9-1 酒税関係総括表	酒類の種類別	○	○	○	○					全数調査
9-2 課税状況	"	○	○							"
9-3 製成数量	"			○						"
9-4 販売（消費）数量	"				○					"
9-5 免許場数	酒類の種類別、免許の種類別					○	○	○	○	"